

## 3つの委員会設置

1. 「会則改訂委員会」を以下のように設置する。
  - (1.1) 委員長は副会長が務める。
  - (1.2) 委員は理事を含めた会員から募り会長が承認する。
  - (1.3) 任期は第 27, 28, 29 の 3 期とする。任期の延長は 3 期目に検討する。
  - (1.4) 同窓会が 21 世紀社会の多様な変化に対応し発展するための課題と運営の仕組みを明確にした上で、それらに沿った機能的活動の規範となり得る会則を目指す。
  
2. 「支部開設促進委員会」を以下のように設置する。
  - (2.1) 委員長は副会長が務める。
  - (2.2) 委員は理事を含めた会員から募り会長が承認する。
  - (2.3) 任期は第 27, 28, 29 の 3 期とする。任期の延長は 3 期目に検討する。
  - (2.4) 支部の独自性を尊重し、会則に沿った独自の運営を容認する。
  - (2.5) 本部と支部及び支部間の連携による会発展の仕組みを考案し促進させる。
  
3. 「学生及び若手会員活動支援委員会」を以下のように設置する。
  - (3.1) 委員長は現役 OG・OB 会員が務める。
  - (3.2) 委員は理事を含めた会員から募り会長が承認する。
  - (3.3) 任期は第 27, 28, 29 の 3 期とする。任期の延長は 3 期目に検討する。
  - (3.4) 21 世紀の激変する社会のリーダーに求められる多様な知見と能力を学生が理解し、学び、経験し、励みを得られる機会の提供を考案し実施する。定例のオープンフェスティバルは良い実例の一つである。